

令和6年度平戸市農業委員会第3回総会議事録

■開催日時：令和6年6月26日（水）午前9時30分～午前10時20分

■開催場所：平戸市役所 3階 大会議室 ABC

■農業委員：19人中16人出席 欠席委員：1番、8番、12番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中15人出席 欠席委員：9番、10番、11番、12番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 度嶋事務局長、浅田事務局次長、寺田班長

金子係長、大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告 第2号 使用貸借解約通知書について

議案 第11号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議案 第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第14号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第15号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

日程6 閉会

発言者名	会 議 の 概 要
<p>局 長</p> <p>事務局</p>	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>ただいまから、「令和6年度第3回平戸市農業委員会総会」を開会いたします。</p> <p>開会にあたり、会長がご挨拶致します。</p>
<p>会 長</p> <p>事務局</p>	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>皆様、おはようございます。第3回の総会に大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>先月、全国農業委員会長大会に出席してきました。長崎県は23名参加され、全体で1,800人規模の会議でありました。本県選出の国会議員にも面会し、要望などを行ってきました。</p> <p>本日も、報告1件、議案5件を提案しておりますので、慎重なご審議をお願いして、開会の挨拶といたします。</p> <p>本日は、1番、8番、12番の農業委員から欠席する旨の届出があっております。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>また、推進委員では、9番、10番、11番、12番委員から欠席する旨の報告があっております。</p> <p>それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、会長にお願いいたします。</p>
<p>会 長</p> <p>委員一同</p> <p>会 長</p>	<p>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名</p> <p>それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」</p> <p>異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号、7番委員、10番委員、書記に事務局次長を指名いたします。</p> <p>以上で日程3を終わります。</p>

	<p>■日程4 会務報告</p>
会 長	<p>次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の1ページをお願いします。 6月の会務報告をいたします。(6月会務報告を報告) 7月の会務予定を申し上げます。(7月会務予定を報告) 以上で報告を終わります。</p>
会 長	<p>それでは、7月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。 7月の総会を令和6年7月26日(金曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会 長	<p>異議がありませんので、7月の総会を令和6年7月26日(金曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において、開催いたします。</p>
	<p>■日程5 議事</p>
会 長	<p>次に、日程5、議事に入ります。</p>
	<p>《報告第2号 使用貸借解約通知書について》</p>
会 長	<p>報告第2号について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の2ページから4ページをお願いいたします。 3ページ、4ページについて、ご説明いたします。 報告第2号、使用貸借解約通知書について、番号1番、貸人借人については、記載のとおりです。貸借農地は、田平町福崎免字赤坂124番1、現況地目は畑で、1,640㎡、外1筆、合計面積は2,645㎡となります。番号2番から4番については、ご一読ください。 契約内容につきましては、備考欄のとおりです。 解約理由は、番号1番は借人を変更し、再設定を行うためとなっております。番号2番は、所有権移転のため、番号3番、4番は借人の死亡により、再設定を行うためです。 報告第2号の説明は以上です。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。</p>

委員一同	「意見なし」
会 長	意見が無いようですので、報告第 2 号を終わります。
会 長	《議案第 11 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について》
会 長	次に、議案第 11 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書の 5 ページから 6 ページをお願いいたします。6 ページについて、ご説明いたします。</p> <p>議案第 11 号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、ご説明いたします。今回、5 件あっております。</p> <p>番号 1 番、申請者は記載のとおりで、申請農地については、生月町里免字石田 2378 番 1、地目は田で、地積が 900 m²、変更理由は 7 ページのとおり、新たに一般住宅を建築するためです。</p> <p>番号 2 番、申請者は記載のとおりで、申請農地については、生月町御崎字東山頭 705 番 2、地目は畑で、地積が 73.62 m²、変更理由は 8 ページのとおり、農地法第 5 条追認案件であります。</p> <p>番号 3 番、申請者は記載のとおりで、申請農地については、坊方町字下坊 308 番 1 外 1 筆、地目は畑で、地積合計が 674 m²、変更理由は 9 ページのとおり、新たに一般住宅を建築するためです。</p> <p>番号 4 番、申請者は記載のとおりで、申請農地については、田平町以善免字ハル 207 番 1、地目は畑で、地積が 497 m²、変更理由は 10 ページのとおり、新たに一般住宅を建築するためです。</p> <p>番号 5 番、申請者は記載のとおりで、申請農地については、度島町字崎瀬 103 番 1、地目は畑で、地積が 3,300 m²、変更理由は 11 ページのとおり、新たに太陽光発電施設を設置するためです。</p> <p>(スライドにより位置、現況写真等について説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 11 号の意見について、「特に異議なし」と決定することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	「異議なし」

<p>会 長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 11 号の意見について、「特に異議なし」と決定いたします。</p> <p>《議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第 12 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 12 ページから 14 ページをご覧ください。</p> <p>14 ページの番号 8 番については、6 月 24 日付けで取下げしております。</p> <p>それでは、議案第 12 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。今回、7 件となっております。</p> <p>番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、野子町字中島 2219 番 1 外 1 筆、地目は田で、地積合計が 958 m²、農業経営を後継者に譲るための所有権移転（贈与）となります。</p> <p>番号 2 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、大石脇町字熊黒 382 番、地目は田で、地積が 2,895 m²、農業経営規模拡大するための所有権移転（売買）となります。</p> <p>番号 3 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、大石脇町字納屋ノ下 639 番、地目は田で、地積が 1,991 m²、農業経営規模拡大するための所有権移転（売買）となります。</p> <p>番号 4 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、小田町字水洗 916 番 1 外 1 筆、地目は畑で、地積合計が 479 m²、農業経営規模拡大するための所有権移転（売買）となります。</p> <p>番号 5 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、大石脇町字尻無尾 557 番第 1 外 6 筆、地目は田・畑で、地積合計が 6,96 m²、農業経営規模拡大するための所有権移転（売買）となります。</p> <p>番号 6 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町福崎免字赤坂 125 番 2、地目は畑で、地積が 2,032 m²、農業経営を開始するための所有権移転（贈与）となります。</p> <p>番号 7 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町里免字大津方 641 番 1、地目は畑で、地積が 531 m²、家庭菜園として利用するための所有権移転（売買）となります。</p> <p>（スライドにより位置、現況写真等について説明。）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
<p>3 番委員</p>	<p>番号 6 番について、農地の贈与であるのが、これは親戚内でのものはなか。</p>

事務局	親戚内ではありません。双方の話し合いによるものです。
会長	他に質疑はありませんか。
委員一同	「質疑なし」
会長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 12 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会長	異議なしと認め、議案第 12 号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
会長	次に、議案第 13 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 15 ページ、16 ページをご覧ください。 農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。今回、1 件となっております。 番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地は、中野大久保町字磯道 55 番第 2、地目は田、畑で、地積が 770 ㎡、新たに建設資材置場として利用するため、使用貸借の 50 年となります。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。
会長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで、現地に立ち会われました関係委員の補足説明をお願いいたします。
5 番委員	「補足説明」
会長	ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。
会長	議案第 13 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 13 号について、原案のとおり決定いたします。
会 長	《議案第 14 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》
会 長	次に、議案第 14 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 17 ページから 18 ページをご覧ください。 議案第 14 号農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、昨年の農地利用状況調査において B 分類農地として判断された農地となります。 (スライドにより位置、判定状況写真、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。
会 長	議案第 14 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 14 号について、原案のとおり決定いたします。
会 長	《議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請 (案) について》
会 長	次に、議案第 15 号の議題に入ります。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に関係しますので、まずは、議事参与の制限以外の分「整理番号 1 番、21 番、22 番」について、事務局からの提案・説明を求めます。

事務局	<p>議案書 19 ページから 24 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 15 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について、「整理番号 1 番、21 番、22 番」について、ご説明いたします。</p> <p>項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた賃貸借の設定（借受・転貸一体型）となります。</p> <p>整理番号 1 番、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。</p> <p>権利を設定する土地は、生月町南免字大尾 1620 番 3、現況地目は田で、面積は 356 m²、外 5 筆、合計で 3,759 m²となります。設定する利用については、記載のとおりとなります。</p> <p>24 ページの下段をご覧ください。</p> <p>項目 3 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構から受け手への利用権設定です。整理番号 21 番、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者については、記載のとおりです。</p> <p>権利を設定する土地は、山中町字狸山 893 番 2、現況地目は田で、面積は 986 m²、外 1 筆、合計で 2,259 m²となります。設定する権利については、記載のとおりです。整理番号 22 番については、ご一読をお願いします。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 15 号中、「整理番号 1 番、21 番、22 番」について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 15 号中、「整理番号 1 番、21 番、22 番」について、原案のとおり決定いたします。</p>
会 長	<p>次に、議案第 15 号中、「整理番号 2 番から 19 番」までを議題とします。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に基づき、「議席番号 9 番委員」の退席を求めます。</p>
9 番委員	<p>「退席」</p>

会 長	<p>それでは、議案第 15 号中、「整理番号 2 番から 19 番」について、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 21 ページ下段から 23 ページとなります。</p> <p>項目 2 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借の設定（借受・転貸一体型）となります。</p> <p>整理番号 2 番、農地中間管理機構に使用貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて使用貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。</p> <p>権利を設定する土地は、猪渡谷町字新田 286 番 65、現況地目は田で、面積は 2,709 m²、外 1 筆、合計で 3,059 m²となります。設定する権利については、記載のとおりです。</p> <p>3 番から 19 番までについては、ご一読してください。合計 18 件、筆数 35 筆、43,948 m²となります。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
3 番委員	<p>新規の設定となっておりますが、これは以前から借りられた農地を農地中間管理機構を通じた方法に切り替えられたものですか。</p>
事務局	<p>地域計画の策定に向けた協議の場において、この地区は、基盤整備を行った地区であり、農地を管理する組合があり、土地の貸借を正式に行っていなかったもので、今回、新たに利用権の設定をするものです。</p>
会 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委員一同	<p>「質疑なし」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 15 号中、「整理番号 2 番から 19 番」について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 15 号中、「整理番号 10 番」について、原案のとおり決定いたします。</p>
会 長	<p>それでは、「議席番号 9 番委員」の入場を認めます。</p>
9 番委員	<p>「入場」</p>

会 長	次に、議案第 15 号中、「整理番号 20 番」までを議題とします。 この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に基づき、「農地利用最適化推進委員 6 番委員」の退席を求めます。
6 番委員	「退席」
会 長	それでは、議案第 15 号中、「整理番号 20 番」について、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	23 ページの下段をご覧ください。整理番号 20 番、農地中間管理機構に使用貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて使用貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。 権利を設定する土地は、紐差町字前田 999 番、現況地目は田で、面積は 2,208 m ² 、外 2 筆、合計面積が 2,920 m ² となります。 設定する利用については、記載のとおりです。 説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 15 号中、「整理番号 20 番」について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 10 号中、「整理番号 10 番」について、原案のとおり決定いたします。
会 長	それでは、「農地利用最適化推進委員 6 番委員」の入場を認めます。
6 番委員	「入場」

■日程6 閉会

会 長

以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし」

会 長

異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。

以上をもちまして、令和6年度平戸市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

閉会時刻：10時20分

議 長

印

議事録署名人

議席番号7番委員

印

議席番号10番委員

印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	5	岡村勝彦
	17	前原正行
	16	寺田俊雄
	8	神田孝夫
	4	榊屋可恵
中部	7	川上武夫
	14	塚本憲章
	6	松山矢市
南部	18	青崎日出男
	1	山口隆徳
	9	針尾庄作
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	13	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	2	川尻修治
	15	大山荒助
大島	10	藤沢和正
	12	松山浩幸